**平成２２年（フ）第４７７号**
川崎市高津区下作延３丁目24番５号　ユニバース梶ヶ谷202
債務者　石川　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４９３号**
川崎市川崎区藤崎４丁目11番２号　平山荘203
債務者　土屋　暢一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４９７号**
川崎市宮前区犬蔵１丁目11番33―303号　ＷＩＮＧ90
債務者　仲村美優貴
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５０７号**
川崎市川崎区桜本２丁目17番４号　真和ハウス　66号室
債務者　三浦　清人
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５５０号**
川崎市中原区田尻町64番地１　平間シティハウス305
債務者　成田　和徳
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５５３号**
川崎市川崎区小田５丁目15番10―302号　レオパレス21ＲＸ浜川崎第２、前住所川崎市川崎区池上新町１丁目７番８―504号　川崎ダイヤモンドパレス
債務者　菅野　幹雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５５９号**
川崎市宮前区菅生１丁目３番43号　清和荘202、前住所川崎市宮前区白幡台２丁目１番地18　クオリティ白幡台303
債務者　立山　　泰
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５６８号**
川崎市高津区久末361番地　森ハイツ102
債務者　渡邊　明子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５７６号**
川崎市幸区小倉1283番地17　小倉サンハイム202
債務者　関谷日出之
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５８１号**
川崎市中原区木月３丁目９番７号　清友ハイツ102号
債務者　吉田　道雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５８２号**
川崎市宮前区土橋２丁目６番地16　カーサグランデ407、前住所神奈川県大和市下鶴間1594番地30　エステートピア201
債務者　安蒜　　弘
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５８５号**
川崎市高津区新作六丁目16―13　サンフラワー101、住民票上の住所川崎市麻生区岡上1610番地53　ジュネス岡上102
債務者　小島千香樹
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第５９９号**
川崎市幸区北加瀬１丁目８番３―204号　スカイコート新川崎、申立時の住所川崎市川崎区富士見２丁目１番１号
債務者　中村　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２９４号**
愛知県春日井市花長町２丁目９番地11　ハイツアイカ花長201号、住民票上の住所名古屋市熱田区大宝４丁目10番11号
債務者　早川　龍彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後２時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係